

鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 建設副産物の利用（再資源化）の促進 略</p> <p>(1) から (2) 略</p> <p>(3) コンクリート塊 アからイ 略 ウ ア又はイにより利用できないコンクリート塊については、運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる再資源化施設へ搬出する。 エからオ 略</p> <p>(4) アスファルト・コンクリート塊 ア 略 イ アにより利用できないアスファルト・コンクリート塊については、当該工事現場から40kmの範囲内に再生アスファルト合材又は合材用骨材を製造する再資源化施設がある場合は、運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる再資源化施設へ搬出する。 ウ アにより利用し、又はイにより搬出することができないアスファルト・コンクリート塊については、運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる再資源化施設へ搬出する。 エ 略</p> <p>(5) 建設発生木材 アからイ 略 ウ ア又はイにより搬出することができない建設発生木材については、当該工</p>	<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 建設副産物の利用（再資源化）の促進 略</p> <p>(1) から (2) 略</p> <p>(3) コンクリート塊 アからイ 略 ウ ア又はイにより利用できないコンクリート塊については、再資源化施設へ搬出する。 エからオ 略</p> <p>(4) アスファルト・コンクリート塊 ア 略 イ アにより利用できないアスファルト・コンクリート塊については、当該工事現場から40kmの範囲内に再生アスファルト合材又は合材用骨材を製造する再資源化施設がある場合は、当該再資源化施設へ搬出する。 ウ アにより利用し、又はイにより搬出することができないアスファルト・コンクリート塊については、再資源化施設へ搬出する。 エ 略</p> <p>(5) 建設発生木材 アからイ 略 ウ ア又はイにより搬出することができない建設発生木材については、当該工</p>

改正後	改正前
<p>事現場から 50km の範囲内に再資源化施設がある場合は、運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる再資源化施設へ搬出する。</p> <p>エ ア、イ又はウにより搬出することができない建設発生木材については、運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる中間処理施設（焼却施設）へ搬出し、減量化する。</p> <p>ただし、当該中間処理施設へ搬出する経費より、当該工事現場から 50km の範囲外にある再資源化施設へ搬出する経費の方が安価となる場合は、当該再資源化施設へ搬出する。</p> <p>オからカ 略</p> <p>4 再生資材等の使用の促進</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 再生資材の使用の方針</p> <p>略</p> <p>アからウ 略</p> <p>エ 再生加熱アスファルト混合物</p> <p>再生加熱アスファルト混合物とは再生骨材が全体重量比で 20%以上含まれた混合物をいう。</p> <p>全ての公共工事において、工事現場から 40km 又は運搬時間が 1.5 時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合に、工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、原則として次の用途に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト舗装要綱の全交通区分における表層、基層及びアスファルト安定処理 ・簡易舗装の表層 	<p>事現場から 50km の範囲内に再資源化施設がある場合は、当該再資源化施設へ搬出する。</p> <p>エ ア、イ又はウにより搬出することができない建設発生木材については、中間処理施設（焼却施設）へ搬出し、減量化する。</p> <p>ただし、当該中間処理施設へ搬出する経費より、当該工事現場から 50km の範囲外にある再資源化施設へ搬出する経費の方が安価となる場合は、当該再資源化施設へ搬出する。</p> <p>オからカ 略</p> <p>4 再生資材等の使用の促進</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 再生資材の使用の方針</p> <p>略</p> <p>アからウ 略</p> <p>エ 再生加熱アスファルト混合物</p> <p>再生加熱アスファルト混合物とは再生骨材が全体重量比で 20%以上含まれた混合物をいう。</p> <p>全ての公共工事において、工事現場から 40km 又は運搬時間が 1.5 時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合に、工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、原則として次の用途に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト舗装要綱の全交通区分における表層、基層及びアスファルト安定処理 ・簡易舗装の表層

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> ・歩道、園路、駐車場等の表層 ・仮設道路等の表層 <p>なお、アスファルト混合物の使用区分は、「アスファルト混合物の使用区分について（平成 24 年 6 月 20 日付第 201200049592 号県土整備部長通知）」によることとし、各用途における再生骨材混入率は上限を設けないものとする。</p> <p>オからカ 略</p> <p>(3) から (5) 略</p> <p>5 (削 除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道、園路、駐車場等の表層 ・仮設道路等の表層 <p>なお、アスファルト混合物の使用区分は、「アスファルト混合物の使用区分について（平成 15 年 3 月 26 日付道第 1187 号県土整備部長通知）」によることとし、各用途における再生骨材混入率は上限を設けないものとする。</p> <p>オからカ 略</p> <p>(3) から (5) 略</p> <p><u>5 施工計画における取扱い</u></p> <p><u>資源有効利用促進法第 18 条関係省令第 7 条第 1 項及び同法第 10 条関係省令第 8 条第 1 項に定める規模以上の場合、受注者は、再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書（別紙 3）を作成し、施工計画書に添付するとともに、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。</u></p> <p><u>また、建設廃棄物の搬出が予定される場合、受注者は、建設廃棄物処理計画書（別紙 4）を作成し、施工計画書に添付しなければならない。</u></p>